

甲板上木材貨物の積付に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正事項

甲板上木材貨物の積付に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章における損傷時復原性要件の改正に伴い, IACS は, 甲板上の木材貨物の積付に関する統一解釈 SC161 を見直すべく議論を行った。議論の結果, 甲板上に木材貨物を積付ける際には, 決議 A.715(17) “Code of Safety Practice For Ships Carrying Timber Deck Cargoes, 1991” に規定される積載要件に加え, 固縛要件への適合を前提とする IACS 統一解釈 SC161(Rev.1) を採択した。

今般, IACS 統一解釈 SC161(Rev.1) に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

甲板上に木材貨物を積付ける際の要件を追記した。